

# 川崎・大師地区の海苔養殖事業の成立過程

新井 一弘

はじめに

厄除け大師の所在地として知られる川崎市大師地区の臨海部は、現在、京浜工業地帯の中でも全国に知られた石油化学コンビナート基地である。しかしこの地域は昭和四十六年九月、神奈川県外四団体①との契約によって川崎漁業協同組合の漁業権が抛棄されるまで、貝魚や海苔の養殖場が置かれていた。同地域の海苔養殖年産高は最高時三七四九万枚（昭和三十一年）に達しており②、大正期には海苔場面積一六万八千五〇〇坪、年生産額五〇万円（大正九年）を記録し③、「長十郎梨」④に代表される果実生産と共に京浜の地場産業の一つとされていたのである。

本稿では、東京と横浜という大都市に近接した地域での、一地場産業が成立してゆく過程を考察の対象とし、その中で近代初頭における国家と地域の歴史的関係の把握を主要な課題としている。そこでは、伝統的な海面利用が産業として成立する契機に、地域の人々が切り開き、蓄積した軌跡への、明治政府の集権的地方体制との関わりを重視している。それは当時の人々にとって厳しい現実課題であった国家と国民の基本的関係に歴史の視点を置くことでもある。

どこでも過去の地域相は確かに特殊である。だがその特殊相を歴史科学の対象としたとき、地域に刻む重層の變が日本史の普遍的断面として登場し、地域変化の契機に国家や経済構造分析が条件とされ、自己完結的な郷土史世界や既成の日本史像を前提とした地方史とは異なる分野からの歴史像構築が迫られてくる。

それは同時に、近代国家と大資本による強制が極めて一般的である現代において、一つの地域の『過去』と『現代』との対話が、共通した歴史課題認識（ここでは住民と海の関係）をつうじて可能となる。換言すれば、現代が未来にとって歴史である以上、現代の地域の

もつ現実課題を過去から引き出し、歴史として位置づける作業でもある。

この地域の海苔養殖などの地場産業は、現在、「語り」と僅かな生産用具、そして大師境内に二つの『碑』⑤を残すにすぎない。また住民の大部分もその産業に関わる体験をもたないのも事実である。とはいえ、複合汚染と企業の専有以前⑥における、この地の『海』と人々の歴史を確認する意義は、東京湾臨海部再開発が国と大資本の青写真によって進行している現代において、地域再生への展望のみならず、国土と国民の関係の視野に一課題を呈するのも確かである。

本稿の扱う明治維新から三新法施行までの間は、後の京浜地帯化の歴史に直接関わっていないが、その検討にあたって避けて通れない視角を示唆しようと期待し、問題点を含みながらの拙論を形とし、関心者各位の厳しい批判を乞う次第である。

## (一) 多摩川河口の自然、地理条件と海面入会慣行について

本題に立ち入る前に考察対象地域の自然状況、地理的位置、およびそこでの入会慣行についての概観を視野におきたい、まず多摩川河身改修事業や京浜運河開削事業⑦による人工改造以前の多摩川河口付近の自然状況特徴づけると、武甲の山なみを水源とした多摩川の豊かな水量と土砂が広大な寄り洲や干満差の激しい遠浅な海岸線と鹹淡水質の水面を絶えず造り出し、魚貝や海藻の繁殖に最適な自然条件となっていた。

また、江戸（東京）の中心地への距離が二五キロ以内である大師とその周辺の農業生産、とりわけ商品作物の発展にとって大都市の消費需要との結び付きがつよいのは当然であり、この位置と東京湾に面し、多摩川の最下流域という自然条件を利した伝統的な生産と流通に成りたつ地域形成は既に江戸時代から根を張り始めている⑧。

ところで「古来よりの仕来り」⑨という磯付き村の入会貝藻猟の起源は不明であるが、自然が作り出す磯、海岸線の変化による不確定

な海面が根付き村の共同利用を生み出し、秣場の代用として農業の再生産を支え、村存続の保証条件となっていたのも事実であった。また磯つき組合村の自主管理による入会員藻漁が永年の幕府支配との対抗をとうして蓄積した伝統的遺産であったことは天保一三年(一八四二)一月の「済口証文」によっても明らかとなる。当時、入り組み関係にあった漁村九カ浦と海付き十二カ村が海面利用をめぐる争い、幕府評定所の裁可を以て決着したこの和解書では、(イ)貝類の江戸廻し、売買の公認、(ロ)舟の所有と操業の公認、(ハ)漁場、漁具の村方管理や入会仕来りなど慣習どおり、など農村側の主張が全面的に成文化されている。商品経済の発展と幕府の農間余業取り締まり強化のなかでの、この事件の経過と決着の歴史的意義は封建制度の解体を問題とする時、きわめて大きいといわねばならぬ<sup>10</sup>。

武蔵国荏原郡と橘樹郡にまたがるこの入会関係村も明治維新をむかえ、郡が府県編成の単位とされた結果、新たな編成を迫られてくる。府藩県三治制による支配入り組みのなかで、既に多摩川の中洲に品川県と神奈川県境界杭が打ち込まれ(明治三年四月)、河口の羽田村(荏原ノ北岸)と大師河原村(橘樹ノ南岸)の間で旧慣遵守を申し合わせた「為替一札」を作成したのも、入会分断への警戒に外ならない<sup>11</sup>。そして明治四年七月の廃藩置県によって荏原郡は東京府へ、橘樹郡は神奈川県へと行政区域を異にするに至り、伝統的産業様式である入会も再編を迎えることとなる。

大師地域は横浜開港以来、既に神奈川奉行所の取締り区域の北限に位置し、明治維新政府の神奈川県治体制に引き継ぎ、くみこまれ、明治四年四月「府藩県一般戸籍ノ法改正」で神奈川県の戸籍区画設置下におかれている。しかしそれは幕府支配期に端緒をもつ取締組合の行政組織化(領取締組合、寄場組合、領組合)を通じてであるが、幕末維新期におけるこの寄場組合の行政機能化は二重の領主権の存在<sup>12</sup>とすら映る一方で、組合村内外の諸問題に調停機能を担いその総代は「地頭」がごとき権威を付与されたという<sup>13</sup>。

この時期の大師地域への関わりをあげるなら、(イ)嘉永六年の七稻荷新田、名主交替、帳簿公開騒動、(ロ)同年の漁民による入会員漁妨害事件、(ハ)文久三年の多摩川寄洲帰属をめぐる荏原郡と橘樹郡紛争、(ニ)維新政府への池上新田名主不正取締出願問題などがあげられる<sup>14</sup>。巨視的には幕末期とくに開港以来、緊張した政治状況の中で、経済混乱と増大した課税負担や地域治安への対処、他域との調整、村落秩序維持にあたり、(ホ)慶応三年の川崎宿農兵隊の結成、(ヘ)維新後の横浜水道への川崎用水分水問題などにも主導的な役割を担い、当然、海付き組合村にも指導的地位を占めていたと考えられる。

大師地域の海苔場関係文書がその後の自然災害や都市化によって同地から失われたにも拘らず、川崎(領、宿)組合総代、さらに四大区区長を歴任し「海苔養殖紀功之碑」<sup>15</sup>に創業功労者として名を刻む「添田知通」家文書として見出されるのは、幕末・維新期における上記の関係を視野として理解しうるところで、以下「添田家文書」<sup>16</sup>を中心に検討をすすめたい。

## (二) 維新政府と海苔場開設期の諸問題

### ― 入会慣行と「海面借区」

橘樹郡大師河原村ら一〇ヶ村による二万坪の「海苔そだ試建願」が提出されたのは廃藩置県による神奈川県が成立した一ヶ月後の明治四年(一八七二)八月のことと直ちに認可となっている。設置場所は多摩川河口南岸の大師河原、川中島、六稻荷新田、七稻荷新田四ヶ村下の海面で、共願の六ヶ村、大島、渡田、小田、下新田、潮田、菅沢(すべて川崎組合)との入会海面である。ここでは天保期「済口証文」に名を連ねた東京府荏原郡羽田以北及び鶴見川以南の橘樹郡の各村を除外し、多摩川ノ鶴見川間の村だけの新たな組合が成立したことを示している。この間の経緯を語るのが同年、稻荷新田外二カ村から組合村村役人に宛てた「海苔試建之儀ニ付詫一札」<sup>17</sup>である。

それによれば前年、前記四カ村下の海面に海苔場開設を出願した東

京府民に組合村の合意をえず許諾したことを謝罪し、文久三年の荏原郡との紛争時、六カ村の連帯による入会主張が決着を有利としたことを確認し、今後は組合協議による海面利用を約している。とすれば既に幕末期において荏原郡の六郷領と橋樹郡川崎領の海付き村が対抗関係にあったことになり、磯付き村の入会慣行(天保期)も公儀権威の低下と領組合機能強化のなかで地域利害を根に分解していた事になる。そしてこの規制と調停の機能が川崎宿寄場組合(大組合)を引き継ぐ川崎組合にあるのも明らかであろう。

ところで明治維新による遷都、戊辰戦争の終結と激変期を経た東京では、旧来から海苔場特権をもつ大森村らの増設につづいて、明治三年、荏原郡の羽田村も海苔場免許をうけるが、神奈川での試建について、この段階での紛争はみられない。注目されるのは、廃藩置県以前に、この地方での産業上の封建規制の一つが府県認可によって解除されていた事であり<sup>19</sup>、その背景が問題となる。

東京を首都とした維新政府にとって開港地横浜との間、京浜は開港以来の外交政治上重要な位置付けを占めており、中央政府の政策課題を担う東京府と神奈川県との施策が民意の吸収に慎重であったのは当然である。しかもこの時期、御一新、諸制改革をうけ諸地域の様々な要求がその窓口に集中し、この後も海岸地域の村方集議をへた一〇カ村下三五〇町歩開発計画や堤防修繕費の国庫負担要求などとなり、県を通じて中央に具申、裁決されている<sup>20</sup>。それは県治にとって外交上の配慮にたつ横浜水道分水問題や東京横浜間鉄道敷設など政策事業遂行が課題視された時期である<sup>21</sup>。そこでは地域要求の可否による結果を含め、旧慣秩序的自治にたつ村組合組織の機能が重視され、組合を背景とした「海苔場開設試建」承認の政策意図と開明姿勢もここに関連している。そしてこの四年には川崎組合が反対し続けていた農業用水の横浜分水問題も決着し<sup>22</sup>、翌年には鉄道も開業を迎えている。

次にこの海苔場の運用と問題点をとりあげる。十一カ村<sup>23</sup>の村役人連印による「議定之事」では立地二万坪、柵数四八〇、そだ六万

本を建坪一万坪づつ石高と家数に割、海苔十一カ村組合の内、大師組合五カ村が七割請け、三割を六カ村請けとし五カ村の村毎に柵数をきめ、さらに稼人は経費負担の外、冥加永や地代金として取り揚げ、高の十分の一を村役人に差し出し、遺払過不足の清算は一同立ち合いとし、志願発起人への示談金五〇〇両も組合村の柵数に割合い建て方望み人のない村では小前割渡し、永続の見込みは来春の集議となっている。上記の内容は海苔場海面の根付き村と他村の割合が川崎組合の調整を推定させるが、「稼ぎ人」が租税と地代金、村用費などの経済負担を背負いながら、村請の入会規制下におかれ、村の運営や組織に従属し、個人営業者の自立性を欠落して産み出される結果となった。これは旧態の村秩序をそのまま産業体制に組み込むこととなり、村役人層の海苔場運用への指導権掌握を可能とした。この建て場はその後も入会関係によって維持されたが(『添田家文書』に五年と六年と地代金の割合が記されている)、その後明治六年には三万坪が増設されている。

明治八年(一八七五)二月、政府は太政官布告一九号で「海面借区制」、同二三号「雑税廃止」、四月の同二五号「国役金、堤防費廃止」と土地と租税に関する重要な指示を打ち出し、九月には租税を国税、賦金を府県税と改称している。

それは三月の「地租改正事務局」設置後の事業進展に伴う賦金対象に關係し、神奈川県では二月「二三号達」を以て「海面区画し捕魚採藻スル者ハ官庁ニ借用ヲ届出ルコト」、一二月に同月の太政官布告一九五号、二一五号<sup>24</sup>をうけ「税額ヲ以テ借用料ニ引キ直ス」としている。この過程は地租改正事業を柱とした国家と地方の財政基盤の確立が府県体制の整備を伴いながら一挙に進行したことを示しており、第一回地方官会議の開催による民会問題討議(六月)や神奈川県での大区区长の県会開催(五月)など政府と地方官による民意の吸収、組織化の動向と深く関わっている。

明治八年一二月、大師河原村稼ぎ人惣代と四大区二五小区(海組合村)の戸長を申請者とした七万坪の官地使用額(従来の使用料

一二〇円余)。「海苔そだ建地拜借願」は二一五号による官地借区権の確認を求め、神奈川県に証書下渡ししの形で願ひ出た文書と推定される。ここで当初の借地を四万坪と記した理由が疑問となるが、戸長連印の文面に虚偽があるとは考えられず、強いていえば当初年に別の二万坪が存在していた可能性もある。

翌九年三月、県令中島信行<sup>25</sup>の認証が海面借区確定の出発となるが、この坪数は七万五千坪となっている<sup>26</sup>。この間、従来、入り組状態にあった大師河原村外三ヶ村(四大区二小区)は明治八年に合併して一村となる(新村名、大師河原村)が、海苔場稼ぎ人の増加が著しく、明治一〇年代初頭には三九八人となり、明治四年の家数七三二戸の過半が稼ぎ人となったことになる<sup>27</sup>。

ところで明治九年七月、政府は「太達七四号」で二一五号布告の但書を取り消し、改めて官地使用料を府県税とした上で、その取締りについては従来からの慣習とした<sup>28</sup>。維新政権が近代法秩序を建前に租税体系を軸とした府県制強化を意図しながら、旧慣を自治の柱とした大小区制によって、地租改正を始めとした政策課題と地方統治が可能なも現実であり、この時期、官治強化と慣習的権利の矛盾を鋭く抉る事態が地方で一揆や反乱を伴いながら、様々な形となって起きてくる<sup>29</sup>。

神奈川県認可した多摩川河口の借区権に伝統的な入会海面が含まれていたことから、「海面に区画はない」との立場に立ち、入会要求と激烈な運動を展開した東京府荏原郡の動向もその一つにあげられるが、その根底には農漁民の慣習的管理下に置かれた「海辺」への自治権利が「官有」を名として一方的に奪われた事態への憤激があったのも確かである。

### (三) 『海面官有』と『三新法』体制

荏原郡側の旧慣遵守にたつ入会主張は、九年からの東京府への陳情を最初として、一三年三月まで連年繰り返し展開され、特に一一年六月に神奈川県側の借区認可が漁民の域まで拡大した後は騒擾

状態となり、現地ではしばしば入会強行、海苔場乱入事件が起き<sup>30</sup>、そのため県では改めて旧慣遵守を指示し紛争回避を図っている。また河口での境界問題は府・県間でも見解を異にし、大久保内務卿の指揮で明治一〇年一〇月、部分的に確定するが<sup>31</sup>、その後も羽田村から神奈川県に入会海面埋立てが出願される(一三年一月)など根強い権利回復運動が展開されている。

この時点で、政府が「村」と「地域」の自治秩序の統制、再編による地方体制確立を緊急の課題とした背景の一つには、旧慣秩序の上に画一的な地方体制の構築を目指した矛盾状況が指摘されねばならない。

明治一一年七月、地租改正事業のほぼ完了を待ち、郡区町村編成法、地方税則、府県会規則の三法が施行された。「郡区」では寄りの遂行と集権的県治体制の貫徹を意図に戸長役場を監督下におき、その設置位置を「県令之ヲ定ム」と規制して行政機関の末端に位置付け、従来の村共同体事務機関の性格を失う起点とされた。また県会も従来の村一小区一大区という互選、積み上げ式合議に換えて、少数の財産家の直選と議権の制約による開権とされ、官民合意の装置機能として地方体制の一角に組み込まれた。特にその中心となる県予算の収支審議を地方税則で厳しく規制し、国庫の防潮堤に位置付けたのである。

それは神奈川県令野村靖<sup>32</sup>が明治一二(一八七九)年四月、荏原郡民の嘆願を仲介した東京府への回答で端的に示されている<sup>33</sup>。そこには集権統治の障害となる村落と地域の横断的、伝統的結合を解体し、官の認定した以外の慣行を除外、再編を意図した「三新法体制」の貫徹が声高に主張されているといえよう。

やや長文であるが野村回答書を紹介し、問題の所在を確かとした

い。  
県下橋樹郡大師河原村御府下羽田邸其他入会海面漁業場ノ内、昨十一年大師河原村等エ拜借許可致シ候趣ヲ以テ羽田邸外六カ村ヨリ

嘆願申出候ニ付、指揮振り御承知ナサレ度ク各月二十七日御照会ノ次第承知致シ候、該件ハ去ル明治八年十二月第百九十五号公布並ニ二百十五号公達ノ次第モコレ有リ候ニ付、従前捕魚採藻等ノ為、海面所用致シ居リ候分ハ借用料上納ノ儀相心得、所用出願候用同九年一月沿海各村村エ相達シ爾來追追所用出願候処、猶同年第七十四号公達ノ趣旨ニヨリ更ニ營業稅徵集ノ儀ヲ以テ、捕魚稅ハ漁船及網等ニ賦課シ、貝藻採取稅ハ其採摘スヘキ海面ノ広狭ニ依テ收入ノ儀大蔵省ニ経向ノ上、昨十一年一月該稅則布達ニ及ビ候、右ノ次第ニ付先ズ以テ河川所用ノ儀出願致シ候節ハ慣行等篤ト取調ベ、不都合コレ無キ向ハ許可致シ、而シテ更ニ納稅セシメ營業致サセ候儀ニテ大師河原村等海面ニテ貝藻採取ノ儀モ、前条公布並ニ本県布達等ヲ遵奉シ出願候儀ニコレ有リ、依テナルベク慣行ニ隨イコレヲ処分候儀ニテ、他ノ防害ニ相成ル可キ指揮振りニハコレ無ク候間、左様御承知御府下村村ニ宣シク御示諭相成度、此段御回登ニ及ビ候也

明治十二年四月九日

神奈川県令 野村 靖

東京府知事 楠本 正隆 殿

また、明治一二年六月、内務省勸業局長の府県知事宛「海面概要調査之件」による海面利用慣行の実情調査が行われるが、同時に府県稅收の確定と関わる賦課対象の海面調査が行われている。

生麦村の「関口家文書」<sup>34</sup>には同年の橘樹郡「藻草貝類採取反別」として個々の村下海面面積を書き出し、神奈川県「大師河原村間一町村の凡三三〇町歩（大師河原村が一〇〇町歩）を入会海面と記している。この記録は同年六月の県甲達三号「捕魚採藻營業稅則」採藻貝類採取、凡海面一〇町歩年稅三円、海苔そだ建地、千坪一季一円の内容といえるが、村下海面が「およそ」とされ、しかも全体で三三〇という曖昧な面積表示が目される。勸業局の指示もあって、旧慣の一部である郡内町村だけの入会を公認した上で、個々の村負担の確定に至ったと思われる。翌一三年四月には荏原郡側も郡長の指導、説得によって自肅の議定を結ぶに至り、永年にわたる

紛争も一応の結着をみるが<sup>35</sup>「海面官有」：村「借区」の承認が権利として入会を解体したのも確かである。

村下海面の面積が確定した一三年四月、橘樹郡では添田知義をたて大師河原村營業者と入会六カ村戸長、議員との間で海苔場運営について新たな「契約書」が作成され<sup>36</sup>入会関係に大きな変化が起きたことを示している。この文書では従来の合議精算方式を廃し、今後は六カ村への年払い（五〇円）とし「後日所用之儀ニ付決シテ異議申聞敷事」と海苔場運営にあたって營業人の自主管理権が承認されている。

しかしこの營業人が村借区による海苔場を使用し、租稅負担により資格が成立していたことから村民の間に新たな加入の動きとなつて表面化し、一三年六月からの村内の紛争事件となり、法廷にまで持ち込まれたが一五年一二月、添田知義（前出）と深瀬隆健（平間寺住職）を仲裁人に和解決着している。この「和解契約書」<sup>37</sup>では開設以来の海苔場拡張の経過に触れたのち、營業人（この時点で三九八人）による非營業村人への趣意金（年五〇円宛）支払いのあったこと、八十八人が加入を要求し紛争となった過去の経緯を述べ以下、海苔場三万五千坪の増し借りを県に出願し、八十八人に割り渡す事、この費用は村民に割合八十八名の負担とし、組合<sup>38</sup>との示談不調や県の不認可でも異論をとえない、趣意金は従前どおりとする、新旧の海苔場の運営を分離する、の五ヶ条を確認した内容となっている。

この間の明治一四年（一八八一）年五月、県議会の承認をへた「漁業稅採藻稅則」（七月一日施行）が県甲八七号達で布達され、第四類第一、海藻貝一戸年八錢、第二、海苔建場一株（延長凡一三六間）年稅二十五錢となり、これまでの村単位の借区課稅に加えて藻貝採取までが營業稅の対象となり、海苔營業者にも増稅を課している。更に六月の「漁業及採藻營業規則」では營業者の資格として同業者二名と戸長の連印による郡役所への届出を義務づけ、行政機構が強化される反面、秣場をもたない海付き村の農業生産に不可欠な

藻貝による肥料づくりすら「自家肥料モノノ限りニ非ズ」と否定されるに至った。それは前年十一月「太政官布告四八号」による国庫下渡し金の打ち切り、県財政への転嫁にみられる国家による収奪強化、さらに「備荒儲蓄法」原案執行（一四年一月）での県会無視、強行姿勢との関連で問題とされよう。

このような府県の官治体制進行と旧慣秩序の解体、再編に伴う諸問題を村落指導層の課題と見るとき、自由民権運動の地方的様相、性格の差異もまた明らかとなる。京浜では添田知義らを提唱者に明治一四年二月、民権結社「橘樹郡親睦会」が発足するが、会主が郡長であるように官側の協調回復の意図も含む官民協調色の強い性格であった<sup>39</sup>。そこに結集した郡域村落指導層の意図と期待も官治との接点や地域間の諸問題を親睦と対話を通じて解決する点におかれ、初回には大師河原村からも八名が賛同者となって関心の深さを示している。また一七年二月をもってこの会が事実上、解体するのも同年五月施行の戸長管区制（連合戸長役場）による村落指導層への県、郡の指揮力強化の結果とみられる。

この地域の自由民権運動が官との協議を条件としたのは三新法体制による旧慣の解体、再編が地租改正事業後顕著となる多面的生産動向を伴い、その進行にとって特に官許を条件としたことも背景にあげられ<sup>40</sup>対政府の運動としてより現実の緊張関係を背景に運動の形態が選択されたといえよう。

しかし明治一七年の風水害を期とした鶴見川河口の潮田、生麦両村による海苔場開設が神奈川県認可をえながら、大森村ら荏原郡からの異議、訴訟をうけその解決に多大の努力を要したように<sup>41</sup>、新規事業に官と民との双方からの承認が条件とされ、協議が必要とされていたのである。しかしその急速な上からの解体が協議一致の場を奪い、産業上の地域利害や個々の貸借関係が旧慣秩序と対立し合意解決しない時、法的秩序にたつ司法や上級行政機関の強権に依存する期待も上層農民の間で拡大されており、国家体制確立期の社会基盤形成の問題点として指摘されよう。

上述の大師河原村営業者からの新規申請は直ちに認可に至らず、また営業者もその後、増加をみることなく町村制の施行を迎えている。その主たる理由が認可権を強めた県側の姿勢にあるにせよ、小農民にとって営業税の負担に加えて明治一五年を境としての大不況の影を見ないわけにはいかない。

とにかく海面利用をめぐる営業者と村の複雑な関係が最終的に確定し、近代的編成をとげるのは漁業組合法施行（明治三五年）の区劃漁業の成立によるが、その過程と状況を辿るとき、近代国家が課題とし続けた地方統治にとって地方行政制度と同時に、産業組織編成の果たした役割が重視される。

それは近代天皇制国家の社会支柱となる地域（産業）指導層の組みこみが、体制から除外された生活の場としての旧慣秩序の編成を絶えず課題とし、体制的権威と交錯しながら、町（村）ぐるみ意識を形成してゆく過程とも深く関わることもある。

- (1) 他に国、川崎市、横浜市、日本鋼管（NKK）の島造成事業による。川崎漁業協同組合『海』昭和四七年刊。

(2) 『同上書』

- (3) 『大師町町勢要覧』大正一二年刊。

- (4) 明治二六年、大師河原村の当麻氏が開発した優良品種で全国的に普及した。

- (5) 一つは「種梨長十郎」、一つは「海苔養殖」の碑。

- (6) 公害については『京浜公害関係史料』県立図書館刊他。また埋立事業によって海辺がすべて工場、倉庫、岸壁となっている。

- (7) 内務省東京土木出張所編『多摩川改修工事概要』昭和一〇年刊によれば大正七年から昭和八年までの間に河口から多摩郡砧村までの二二Kmが完成し、河口は五四五mに拡大された。高水位堤防の設置を国家目的とし

たこの事業によって河川敷となった私有地は四二八丁歩余となっており、流域の果樹栽培にとって大きな打撃となった。また県営による京浜運河開削事業は昭和一三年から開始され、河口の浚渫にあたっている。

貝類、蔬菜、果実などが小舟や徒歩で運ばれ、塩や砂糖黍なども江戸商人の手で集荷されていた。文政期の『村鑑』にも記されている(「池上家文書」)。

入会猟への農村側の申立てによるが、その範囲は各村地先一〇〇間ともいわれ、魚類の繁殖に障害とならない干潟海面の共同利用。拙稿「天保期漁場紛争と地域の民衆」(一九八一年『筆あと一号』所収)による。

『同上書』による。天保一一年から一三年にかけ立浦からの訴訟事件は幕府の農間余業取締りもあって、農村側不利が伝えられたが、籠訴訟をはじめ、御箱嘆願書の提出など農民一揆寸前の状況を背景とした運動で農村の主張が承認された。

『羽田史誌』(昭和五〇年、羽田神社)に「取替一札之事」。

伊藤好一「神奈川県における大小区制の施行過程」による。

横浜市鶴見区、熊野神社境内「寿蔵碑」碑文による。造立者、添田知通。(明治二七年)

イ「池上家文書」内に訴状、和解の文書がある。ロ「慶応大学所蔵文書」内に一件文書がある。ハ「羽田史誌」他。ニ「添田家文書」村政二〜二「内索御取調答控」。『京浜歴史研究会報』三七号(八七年三月)に紹介。

ホ「添田家文書」農兵関係。『川崎関係資料集』No.三川崎中原図書館刊。へ「添田家文書」用水関係。

大正九年九月、創業五〇年を記念して建立され、川崎

大師境内に現存している。

横浜市鶴見区市場町の同家文書(写)は県史編纂事業後、横浜開港資料館にて公開されている。江戸時代から明治、大正期までの貴重な資料である。

「添田家文書」産業・海苔八。この関係文書に上申書や仕法書などがある。

海苔場開設が封建規制下の特権であったことは、『羽田史誌』他で理解される。

明治四年から五年にかけて大規模な臨海新田開発計画が貫属と各村集議によって進められ、県令も賛意を表したが、政府に否認されている。『京浜歴史研究会報』三六号に「開墾願」など紹介(添田家文書)。また防潮堤の修繕費問題も『神奈川県史料』第二巻拓地に所収。

新橋と高島町間の鉄道開設にあたって沿線の村では「請け書」を差し出して取り締まりにあたっている。

「添田家文書」水利二〜明治四年の用水組合各村の請け書がある。

ここでは大師河原村名主の個人開発による池上新田が名を連ねて十一カ村としている。

太政官布告一九五号〜従来人民に於て海面を区劃し捕魚採藻等の為所用致候者も有之候處右は固より官有にして本年二月第二十三號布告(\*雑税廢止)以後は所用の權無之候條從前之通所用致度者は前文布告但書に準し借用の儀其管轄官庁へ可願出此旨布告候事

太政官達二一五号〜捕魚採藻の為海面所用の儀に付今般第百九十五号を以て布告候に付ては右借用願出候者は調査の上差許し其都度内務省へ可届出此旨相達候事

(『東京内湾漁業史料』原暉三編著による。)

土砂の陸援隊出身で横浜税関長もつとめた開明派県令

で後、自由党副総理となる。

(26) 「添田家文書」明治一五年一二月「和解契約書」他によるが、この海面認可坪数の増加状況は前掲の『海』でも判然としない。

(27) 「添田家文書」による。なお「神奈川県公報」による明治三五年一二月末の戸数八七三戸、現住人口五九六六人でほぼ自然増を示している。

(28) 太政官達七四号（明治八年十二月第二十五号）を以て捕魚採藻之為め海面所用の儀に付相達候處詮儀之次第有之右但書取消し候條以来各地方に於て適宜府県税を賦し營業取締は可成従来の慣習に従ひ処分可致此旨相達候事（『東京内湾漁業史料』）

(29) 全国的には和歌山、茨城、愛知、三重の各県で一揆が起きている。神奈川では一年の「真土事件」の発端となる地券名義書換え問題が旧慣と対立として起きている。

(30) 神奈川県では一一年六月、大師河原村七カ村に旧慣遵守を指示し、一二年に警察官を現地に派遣して紛争防止につとめていたが、一三年三月の『東京横浜毎日新聞』によれば、大森村らの漁民百人が海苔場に乱入し、警察が阻止したという。『羽田史誌』ではこの直後、荏原郡長の「海面稼方出入ニ付当分海面へ立入ラサル諭達」を紹介している。

(31) 『東京内湾漁業史料』八二の大久保の指示書が『羽田史誌』と異なっている。間接記録と原文の差とみられる。また明治一五年に「海面標点杭」が設置され、最終的に境界が確定する。

(32) 長州出身。外務権大丞をへて明治九年三月二八日、神奈川県権令となり、同一一年に県令となっている。

「野村靖建議書にみる官民共和国政」大湖賢一『京浜

歴科研年報』一号所収。

(33) 『羽田史誌』二五六p

(34) 生麦村名主、戸長、筆生の家文書。一一年末か一二年初頭とおもわれるが、県の記録が焼失したため貴重な記録と言えよう。一〇町歩三円は県の海面認可を示している。

(35) 『羽田史誌』

(36) 「添田家文書」海苔関係。知義は知通の長男で市場村戸長、その後、町田村村長、県会議員、衆議院議員を歴任した。

(37) 「添田家文書」

(38) ここでは入会の組合村の承認。

(39) 「自由民権運動期の橘樹郡」拙稿（『京浜歴科研年報』一号）所収。

(40) 「同上」

(41) 『市制施行と横浜の人びと』（横浜開港資料館刊）所収の「関口家文書」、「添田家文書」の「知義経歴書」による。